

(平成24年、4月現在)

介護保険での訪問看護

【サービスの提供時間に応じた基本サービス費】

20分未満 *週に1回以上、20分以上の訪問看護を実施している事 *24時間連絡体制をとっている事業所である事。	316単位
30分未満	472単位/回
30分以上60分未満	830単位/回
1時間以上1時間30分未満 *特別な管理を必要とする利用者に対し1時間30分以上	1138単位/回 サービスを行う場合は+ 300単位

【利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制による加算】

緊急時の訪問体制加算 *区分支給限度基準額の算定対象外	540単位/月
特別な管理が必要な者に対するサービス加算	500単位/月
区分支給限度基準額の算定対象外	250単位/月
サービス提供体制強化加算	6単位/回
退院時共同指導加算	600単位/月
初回加算	300単位/新規の月
ターミナルケア加算 *死亡日及び1死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施している事	2000単位/回
死後の処置料	10,000円(実費)

【夜間又は早朝の訪問】

早朝(午前6時~8時)	訪問看護費+25%加算
夜間(午後18時~22時)	訪問看護費+25%加算
深夜(午後22時~午前8時)	訪問看護費+50%加算

*日常生活に必要な物品等は、実費負担です。

*請求書は、毎月月末締めで 翌月 10 日までにお渡しいたします。お支払い時に領収書発行させていただきます。出来るだけ、お釣りのないようにご準備くださいますようお願い致します。

ご不明な点がございましたら、いつでもご相談下さい。

たちあらい訪問看護ステーション